

講演依頼約款

講演依頼者（以下、「甲」）は、SDGs 目標3で掲げる「すべての人に健康と福祉を」を達成すること及び一般社団法人健康マイスター協会（以下、「乙」）の理念に賛同し、また、特定商取引法に違反もしくは抵触する行為を行わないこと及び各都道府県の暴力団排除条例に違反しないことを誓約し、病気の予防や健康の維持・増進に寄与する活動を行うことを約束し、以下に定める各条項へ約定することと乙のホームページの専用ページから講演内容に関わる必要情報を入力いただき、「講演申込み」ボタンをクリックすることで、乙に所属する専門家（以下、「丙」）に講演を依頼します。

第1条 （主旨）

丙は、甲の依頼により、甲が主催する次条に規定の講演会において講師を務め、これを誠実に遂行することを約束するものとし、甲は、これに対し、乙に、報酬を支払う。

第2条 （講演の内容）

1. 日時：フォームに入力して定める
2. 場所：フォームに入力して定める
3. 講演会の名称：フォームに入力して定める
4. テーマ：フォームに入力して定める
5. 講演会の開催時間：フォームに入力して定める

第3条 （定義）

1. 講演の著作物とは、講演者の口演や口述であって講演者の思想又は感情が表現されたものを言う。
2. 講演資料とは、講演に付随して使用又は配布され、講演内容の情報が固定された有体物を言う。

第4条 （利用の許諾）

乙丙は、甲又は甲の指定した者が次に掲げる方法で講演の著作物を利用することを許諾する。但し、甲が、本約款もしくは本約款の誓約に違反した場合はこの限りでない。この場合、甲は、乙の指示に従って、一切の著作物を速やかに破棄しなければならない。

(1) 講演の録音

(2) 講演を文章化すること又は講演要旨を作成すること

2. 乙丙は、甲又は甲の指定した者が次に掲げる方法で講演資料を利用することを許諾する。但し、甲が、本約款もしくは本約款の誓約に違反した場合はこの限りでない。この場合、甲は、乙の指示に従って、一切の講演資料を速やかに破棄しなければならない。

- (1) 複製、頒布、貸与
- (2) 講演資料に基づき講演要旨を作成すること

第5条 (著作権の譲渡)

丙は甲乙に対し、本著作物に関する全ての著作権(著作権法第27条, 同第28条に定める権利を含む)を譲渡する。但し、甲が、本約款もしくは本約款の誓約に違反した場合はこの限りでない。この場合、甲は、乙の指示に従って、一切の著作物を速やかに破棄しなければならない。

第6条 (確認の機会)

甲は、甲又は甲の指定した者が、前条の規定に基づき講演の著作物又は講演資料を利用しようとするときには、予め乙丙に対して内容確認の機会を与えなければならない。

第7条 (氏名の表示)

甲は、甲又は甲の指定した者が、第4条の規定に基づき講演の著作物又は講演資料を利用する場合には、合理的と認められる方法により丙の氏名を表示しなければならない。

第8条 (対価)

甲は、乙に対し、表1に定める算定式に基づいて、第2条に掲げる講演会の講師料及び第4条に掲げる著作物の利用許諾の対価を支払うものとし、講演会が行われる前日までに以下乙指定の口座へ振込むものとし、振込手数料は甲の負担とする。

銀行名：ゆうちょ銀行 店名：一四八

口座番号：0001627

口座名義人：シャ)ケンコウマイスターキョウカイ

第9条 (交通費等)

甲は、丙に、丙の自宅から講演場所までの往復交通費及び必要に応じて宿泊費を支払うものとし、交通手段及びその条件は甲丙の協議により定める。

第10条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約について甲乙丙解釈を異にした事項については双方誠意を持って友好的に協議して解決するものとする。

第11条 (合意管轄)

本契約より生じる権利義務に関する争いを解決するための第一審管轄裁判所を、東京地方

裁判所もしくは東京簡易裁判所とする。

第12条 (法律)

本契約の解釈は、日本国法を適用することに合意し、甲が契約に違反した場合も、本契約に関して生じる紛争について日本国法を適用するものとする。

表 1

代表理事	16万5千円+1万1千円/30分 例：質疑応答を含む90分の講演会：19万8千円（税込）
理事・監事	11万+1万1千円/30分 例：質疑応答を含む90分の講演会：14万3千円（税込）
その他役員	8万8千円+1万1千円/30分
専門家	6万6千円+1万1千円/30分
職員	5万5千円+5千500円/30分

※価格はすべて税込み

附則

令和3年8月27日 制定